平成２１年（フ）第２１０２号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町13番13―402号
債務者　大塚　久夫
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１１５号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目40番地４
債務者　飯沼加代子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２００号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目11番７―304号
債務者　横水　昌則
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２号
静岡県掛川市本郷572番地の１　原谷第２団地Ｂ棟104
債務者　岡山久美子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前11時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
静岡県富士市中央町２丁目２番15号　原やビル202号、前住所静岡県富士市中央町１丁目１番１号
債務者　木根　政夫
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１９８５号
横浜市戸塚区深谷町25番地21―2153号
債務者　熊谷　義憲
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１号
石川県能美市三ツ屋町11番地３　グリンピュア日総辰口寮・Ｂ―111号、従前の住所愛知県岡崎市小針町松山32―１　Ｋ＆Ｋサービス寮
債務者　鎌田　　渉
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第８５号
石川県加賀市山代温泉14の67番地サンベール307号室
債務者　簗瀬　　彰
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１２０号
石川県加賀市大聖寺敷地ヌの１番地の１　敷地団地第14号、従前の住所千葉県市原市ちはら台東４丁目13番地４　グレイスヴィラ106
債務者　山本　智志
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２２１０号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目２番５―207号
債務者　荻窪　　巧
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２号
島根県益田市美都町仙道774番地10
債務者　足立　繁明
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第３７号
島根県鹿足郡津和野町瀧元314番地６、住民票上の住所島根県益田市中吉田町226番地３
債務者　古藤　幸伸
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第４１号
島根県益田市水分町15番12号
債務者　天野　直雅
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１５４２８号
東京都江東区南砂３丁目２―１―211
債務者　華山志英こと　徐　　志英
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４５３号
東京都目黒区下目黒３丁目10―30―802
債務者　伊藤　弥生
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部